

田原市合宿宿泊費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で宿泊を伴う合宿を行う団体に対して、その合宿に要する費用の一部を助成することにより、市内への宿泊を誘発し、もって観光需要等による新たな消費喚起を図ることを目的とし、その助成金の交付については、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 田原市外に所在する大学、高校、中学、専門学校の学生及び指導者等で構成する体育系又は文化系団体、企業等のクラブ、サークルただしアマチュア団体に限る。
- (2) 合宿 団体が共同で宿泊施設に宿泊し、スポーツ活動又は文化活動の練習若しくは研修を行うこと
- (3) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に係る施設。ただし、田原市江比間野外活動センターは除く。
- (4) 宿泊費用 宿泊施設が団体を宿泊させるに当たり、部屋使用料、寝具使用料及び賃貸料、室内清掃費、寝具等クリーニング代、光熱水費、食材料費、入湯税、消費税並びに地方消費税等を包括した1人につき1泊当たりの宿泊料として設定した価格で、団体が宿泊施設に支払うべき費用

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、田原市内で合宿を行う団体とし、次の各号のいずれにも該当する合宿を実施する場合に助成するものとする。

- (1) 田原市内の宿泊施設を利用していること。
- (2) 1回の合宿における延べ宿泊数(合宿の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。)が20泊以上であること。
- (3) 単に大会やイベントに参加することを目的としたものでないこと。
- (4) 国、県その他地方公共団体から同種の補助金等を受けていないこと。
- (5) 営利目的でないこと。
- (6) 政治的又は宗教的活動を目的としないこと。

2 同一団体が2箇所以上に分かれて宿泊する場合において、合宿の目的及び活動内容が同一であるときは、一つの助成対象団体とし、前項第2号に規定する延べ宿泊数は、当該団体の合計とする。

(助成の対象となる費用)

第4条 助成の対象となる費用は、宿泊費用のみとする。

(助成金額及び限度額等)

第5条 助成金の額は、市内に宿泊した延べ宿泊数に1泊当たり1,000円を乗じて得た額と市内に宿泊した宿泊費用のうち、いずれか少ない額を交付するものとする。

2 同一助成対象団体が受けられる助成金の額は、同一年度内において20万円を限度とし、予算の範囲内において交付するものとする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付申請をしようとする団体は、田原市合宿宿泊費助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え、合宿開始日の14日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、この限りではない。

(1) 合宿計画書(様式第2号)

(2) 合宿参加者名簿(様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、田原市合宿宿泊費助成金交付決定通知書(様式第4号)により助成金の交付申請をした団体に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 助成金の交付の決定を受けた団体(以下「助成事業者」という。)が、申請に関わる事項を変更又は中止しようとするときは、速やかに田原市合宿宿泊費助成金変更(中止)承認申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額の2割を超えない減額及び合宿内容等の軽微な変更については、この限りではない。

(1) 合宿変更計画書(様式第6号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更承認決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、田原市合宿宿泊費助成金変更(中止)承認通知書(様式第7号)により、助成事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 助成事業者は、合宿終了日から起算して20日を超えない日又は合宿終了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、田原市合宿宿泊費助成金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 合宿実施報告書(様式第9号)

(2) 宿泊証明書(様式第10号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金確定及び通知)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、田原市合宿宿泊費助成金確定通知書(様式第11号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 助成事業者は、助成金の請求をしようとするときは、確定通知書受領後速やかに田原市合宿宿泊費助成金請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに助成事業者に助成金を支払わなければならない。

3 市長は、助成金を交付するに当たり、金融機関等口座に振り込む場合の振込先口座については、助成事業者が指定した当該助成団体又は団体構成員が名義人の振込先口座に振り込むものとする。

(助成金交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を中止し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 合宿を実施しなかったとき又は延べ宿泊数が20泊に達しなかったとき

(2) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(3) 助成金の交付等の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(4) 前3項に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき

(遅延利息)

第14条 助成事業者は、前条の規定による処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

田原市合宿宿泊費助成金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

団体住所
団体名
代表者氏名 印
電話番号

田原市合宿宿泊費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

1 助成金交付申請額 円

(本年度助成金交付済額 円)

2 合宿実施期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

3 添付書類

- (1) 合宿計画書（様式第2号）
- (2) 合宿参加者名簿（様式第3号）
- (3) その他関係書類

様式第2号（第6条関係）

合宿計画書

1 学校、企業等に関すること

- (1) 団体住所
- (2) 団体名（学校、企業等の名称及び部、クラブ等の名称）
- (3) 合宿の趣旨、概要等
- (4) 宿泊日
年 月 日 ～ 年 月 日
- (5) 合宿参加人数
人
- (6) 延べ宿泊数（宿泊日数×宿泊人数）
泊
- (7) 宿泊費用
円
- (8) 代表者連絡先

住所
氏名
電話番号

2 宿泊先に関すること

- (1) 住所 愛知県田原市
- (2) 名称

3 合宿時に使用する体育・文化施設に関すること

- (1) 施設名

様式第3号（第6条関係）

合 宿 参 加 者 名 簿

団 体 名			
	氏 名	住 所	宿 泊 日
1			月 日 ~ 月 日
2			月 日 ~ 月 日
3			月 日 ~ 月 日
4			月 日 ~ 月 日
5			月 日 ~ 月 日
6			月 日 ~ 月 日
7			月 日 ~ 月 日
8			月 日 ~ 月 日
9			月 日 ~ 月 日
10			月 日 ~ 月 日
11			月 日 ~ 月 日
12			月 日 ~ 月 日
13			月 日 ~ 月 日
14			月 日 ~ 月 日
15			月 日 ~ 月 日
16			月 日 ~ 月 日
17			月 日 ~ 月 日
18			月 日 ~ 月 日
19			月 日 ~ 月 日
20			月 日 ~ 月 日

※宿泊日が全員同一の場合は、宿泊日欄の1行目のみ期間を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

田原市合宿宿泊費助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付で申請があった田原市合宿宿泊費助成金について、
次のとおり決定します。

1 決定の内容

金 額 円

2 交付の条件

田原市補助金交付要綱及び田原市合宿宿泊費助成金交付要綱を遵守すること。

様式第5号（第8条関係）

田原市合宿宿泊費助成金変更（中止）承認申請書

年 月 日

田原市長 殿

団体住所
団体名
代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付 田商第 号により助成金の交付決定を受けた田原市合宿宿泊費助成金の計画を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更により増減すべき助成金の額
- 4 添付書類
 - (1) 合宿変更計画書（様式第6号）
 - (2) その他

様式第6号（第8条関係）

合宿変更計画書

1 学校、企業等に関すること

(1) 団体住所

(2) 団体名（学校、企業等の名称及び部、クラブ等の名称）

(3) 宿泊日

年 月 日 ～ 年 月 日

(4) 合宿参加人数

人

(5) 延べ宿泊数

泊

(6) 宿泊費用

円

(7) 代表者連絡先

住所

氏名

電話番号

2 宿泊先に関すること

(1) 住所 愛知県田原市

(2) 名称

3 合宿時に使用する体育・文化施設に関すること

(1) 施設名

(注) 本様式は、変更した項目のみご記入ください。

様式第7号（第9条関係）

田原市合宿宿泊費助成金変更(中止)承認通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付で変更（中止）承認申請があった田原市合宿宿泊費助成金について承認します。

変更内容

様式第8号（第10条関係）

田原市合宿宿泊費助成金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

団体住所
団体名
代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付 田商第 号により交付の決定を受けた田原市合宿宿泊費助成金に係る合宿が終了したので、関係書類を添えて報告します。

1 合宿の実施期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

2 参加人数及び延べ宿泊数

3 添付書類

- (1) 合宿実施報告書（様式第9号）
- (2) 宿泊証明書（様式第10号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

合宿実施報告書

1 学校、企業等に関すること

(1) 団体住所

(2) 団体名（学校、企業等の名称及び部、クラブ等の名称）

(3) 合宿の趣旨、実施内容

(4) 宿泊日

年 月 日 ～ 年 月 日

(5) 合宿参加人数

人

(6) 延べ宿泊数

泊

(7) 宿泊費用

円

2 合宿時に使用した体育・文化施設に関すること

(1) 施設名

様式第10号（第10条関係）

宿 泊 証 明 書

年 月 日

宿泊施設	所在地 名 称 経営する者の氏名 (名称及び施設支配人等氏名) 印
------	---

下記のとおり宿泊があったことを証明します。

団体名	
宿泊日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
延べ宿泊数	宿泊数 泊
宿泊費用	円

様式第11号（第11条関係）

田原市合宿宿泊費助成金確定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長

年 月 日付で報告があった田原市合宿宿泊費助成金について、
次のとおり確定します。

1 確定の内容

金 額

円

様式第12号（第12条関係）

田原市合宿宿泊費助成金請求書

年 月 日

田原市長 殿

団体住所
団体名
代表者氏名 印
電話番号

年 月 日付 田商第 号により助成金の確定を受けた田原市合宿宿泊費助成金として、下記のとおり請求します。

金 円

口座振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	本店 支店 ()
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		